



【2. 降積雪期の輸送の安全確保を徹底しましょう！】

国土交通省では、これまでも降積雪期の輸送の安全確保について注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。特に昨冬期は、気象観測史上最高の降雪量や一日で通常の年間降雪量を超える量の降雪が記録されるなど、異常な降雪状況となったことにより、多数の走行不能車両が発生し、長時間にわたり道路交通が停滞する状況となりました。

このような状況を踏まえ、今般、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について」（平成23年12月22日付国自総第250号、国自安第52号、国自情第128号、国自旅第121号、国自貨第59号）により、自動車局長から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう、関係団体あてに通知しました。

以下の項目を徹底し、事故防止に努めましょう。

*バス、タクシー、トラック共通

(1) 気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。

- ① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期に適切な方法でスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。
- ② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
- ⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

*バス

(2) 乗務員に対して、高齢者、障害者等災害時要援護者の乗客に留意し、他の乗客の理解を得て優先席等の使用を促すとともに、特に車内事故の発生原因となる発車時及び停車時の離着席及び車内移動について注意喚起するよう指導することにより、高齢者や障害者等災害時要援護者の車内での転倒事故防止に努めること。

(3) 鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すること。

*レンタカー

そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・ フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
- ・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*** 自動車のリコール等の通知等があったときは！**

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

